

これまでの議論の経過

1 開催経過

回	日時	主な協議内容
第1回	H23. 11. 22 10:00～	<ul style="list-style-type: none"> どのようなNPO法人を対象とすべきか どのような仕組みとすべきか
第2回	H24. 2. 8 10:00～	<ul style="list-style-type: none"> 前回の論点のまとめ 個別指定の対象となるNPO法人について

2 これまでの委員会における議論等

(1) 個別指定を行うにあたっての前提となる認識

個別指定は道だけではなく、他の自治体の住民税や国税にも影響を及ぼすものであることから、条例個別指定の手続きは慎重に行うべきであり、一定の基準が必要である。

(2) 北海道の個別指定条例の理念

- ア 新しい公共の主要な担い手となるNPO法人を北海道において育て増やしていくため、NPO法人が寄附を受けやすい環境と社会的信用を提供する。
- イ 市民活動を支える寄附の気運を北海道において高めることに寄与する。
- ウ 北海道らしい理念や北海道ならではの課題解決の視点を盛り込んだ「北海道らしい条例」とする。

(3) 基準を定めるにあたっての考え方、視点

- ア 組織の成熟度（事務局機能の充実度）
- イ 地域性（地域に貢献しているか）
- ウ 社会性（北海道の課題として道が特に力点を置く分野）
- エ 経済性（社会コストの軽減）
- オ 継続性
- カ 客観的でわかりやすい基準

(4) 道と道内市町村の基準のあり方

- ア 市町村の指定状況を尊重する視点はそれぞれの地域事情を解決する方法としては有効だが、市町村の指定法人を道も指定するという考え方ではなく、道独自の指定基準は必要
- イ 札幌市と道の基準はあまり変わらない方がよい。
- ウ 「北海道らしさ」「〇〇町らしさ」を尊重した基準づくり